

官公需共同受注事業企画・調整委員会規約

(目的)

第 1 条 この規約は、札幌市管工事業協同組合（以下「組合」という。）官公需共同受注事業規約第 8 条に定める官公需共同受注事業企画・調整委員会（以下「委員会」という。）は、組合が共同受注した官公需に係る工事の施工現場において、当該工事の施工の基本方針についての総合的な企画及び調整を行ない、もって当該工事の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(委員会の設置)

第 2 条 委員会は、工事施工現場ごとに設置しなければならない。ただし、緊急且つ短期間で終了する工事施工については、委員会を設置しないものとする。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

2 委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 組合の担当役員
- (2) 組合の技術職員
- (3) 施工担当組合員

3 委員会には、必要に応じて外部から設計、技術等の関係者及び必要と認められる者を陪席させ意見を聞くことができる。

(委員長・副委員長)

第 4 条 委員会には、委員長 1 名、副委員長 1 名を置くものとする。

2 委員長・副委員長は委員のうちから理事長が委嘱する。

3 委員長は委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代行する。

(招集)

第 5 条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(委員会の議事)

第 6 条 委員会の議事は全員一致によって決する。

(委員会の議決事項)

第 7 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 委員会の運営の基本に関する事項
- (2) 受注した工事の施工方針及び施工基本計画に関する事項
- (3) 受注した工事の実行予算の作成及び管理に関する事項
- (4) 工事施工現場の業務分担に関する事項
- (5) 労務管理及び安全衛生管理に関する事項
- (6) 工事原価計算及びその管理に関する事項

(7) その他工事施工現場の施工管理に必要な事項

2 前項に掲げる事項について委員会が議決した場合は、理事長に報告し、承認を得なければならない。

(委員会の解散)

第 8 条 委員会は、当該工事が完成した後、理事会の承認を経て解散する。

(規約に定めない事項の措置)

第 9 条 この規約に定めない事項については、理事会の決定によるものとする。

附 則

この規約は、平成12年6月19日から施行する。